

がん検診・部位検診

参加費用は当健保負担
自己負担なし

「働く世代」こそ、がん対策が必要！

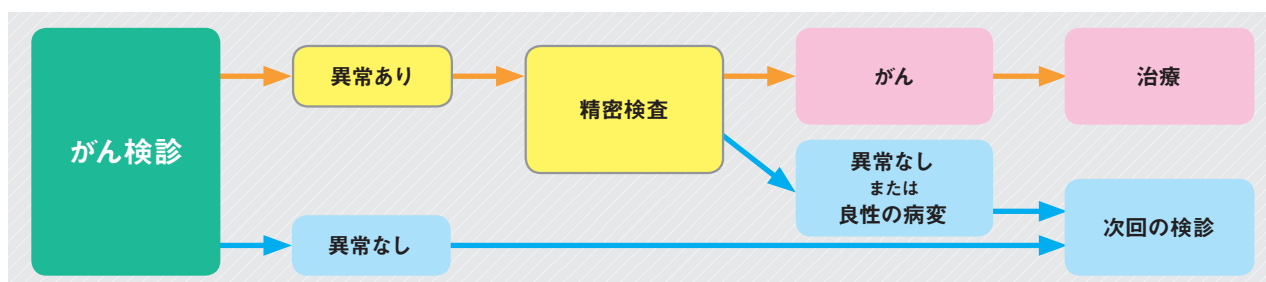
治療による体への負担や家計の負担軽減のためにも
早期発見が大切。

がん早期発見のプロセス

「要精検・要治療」の医療機関受診は必須。

がん検診の目的は、がんを早期発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減らすことです。

●がん検診の流れ



国（厚生労働省）が推奨するがん検診は5種類です

●国が推奨するがん検診（二次元コードから「がん対策推進企業アクション」のページを閲覧できます）



がん検診の目的は、がんを早期発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減らすことです

検診は症状のない人が対象で、ターゲットとする病気を発見するために行われるものです。多くのがんを見つけることだけが、がん検診の目的ではありません。

「がん検診」には不利益（デメリット）もあることから、症状のない人が受けたときに利益（メリット）が不利益を上まわる検診だけを受けましょう

「がん検診」の最大のメリットは、がんを早く見つけられることです。デメリットとしては、がんが100%見つかるわけではないことや不要な検査や治療を招くことがあることなどがあります。

出典元：「国立がん研究センター がん検診について」「厚生労働省 がん対策推進企業アクション がんについて」

厚生労働省が指針で進めている5つのがん検診をダスキン健康保険組合でも促進し、がんの早期発見・早期治療をめざしています。

ダスキン健康保険組合の定期健康診断・ファミリー健診・補助金制度でがん検診を受診できます。

検診内容		定期健康診断・ファミリー健診										補助金制度			
		節目健診		提携医療機関				巡回健診				がん検診(※)			
		H3 コース	F3 コース	H1 コース	H2 コース	F1 コース	F2 コース	H1 コース	H2 コース	F1 コース	F2 コース	H1 コース	H2 コース	F1 コース	F2 コース
胃がん	胃部内視鏡もしくは胃部X線	●	●												
肺がん	胸部X線	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
大腸がん	便潜血反応2日法	●	●	●	●	●	●			●	●	▲	▲	▲	▲
子宮がん	子宮細胞診	●	●	●	●	●	●			●	●	▲	▲	▲	▲
乳がん	40歳以上／マンモグラフィー 40歳未満／乳腺エコー	●	●	●	●	●	●			●	●	▲	▲	▲	▲

※定期健康診断でがん検診を受診できなかった場合、健診結果受領後、がん検診（補助金制度）をご利用いただけます。

補助金制度

ダスキン健康保険組合では、がん検診・部位検診について、上限1万円の補助金制度があります。
(受診申込の流れはP17へ)

●補助金対象の検診

がん検診	部位検診
・大腸がん便潜血反応2日法 ・婦人科マンモグラフィー(40歳以上) ・婦人科乳腺エコー(40歳未満) ・子宮細胞診	胃部内視鏡 大腸内視鏡 肺ヘリカルCT 脳MRI/MRA

いずれか
1つ

●補助金制度の対象となる方

定期健康診断で検査結果を受領している方

12月末までに健康診断を受診できる方は受診者の利便性を考慮し定期健康診断(H2コース)・ファミリー健診(F2コース)の提携医療機関受診時に部位検診(補助金制度)を同時に受診できます(一部提携医療機関のみ)。
受診申込の流れはP17をご確認ください。

がん検診

巡回健診では、がん検診がありません。そのため、定期健康診断を巡回健診で受診された方は、補助金制度を利用して、がん検診をお受けいただけます。

定期健康診断を提携医療機関で受診された方でも、やむを得ず、がん検診が受診できなかった場合は補助金制度を利用して、がん検診をお受けいただけます。

被扶養者(扶養されているご家族)については、配偶者以外は40歳以上の方が対象となります。

●「がん検診」対象となる方

○: 対象、×: 対象外

対象者(健診コース)		40歳未満	40歳以上
がん検診 未受診の方	被保険者(H1・H2・H3コース)	○	○
	被扶養配偶者(F1・F2・F3コース)	○	○
	被扶養家族(F2・F3コース) (配偶者以外)	×	○

部位検診

41歳以上で、節目健診に該当しない年齢の方は、補助金制度を利用して部位検診を受けていただくことができます。

40歳以上3歳ごと73歳までの方は、節目健診にて、がん検診(胸・胃・大腸・婦人科)項目があるため節目健診に該当する方は対象外です。

●「部位検診」対象となる方

○: 対象

対象者(健診コース)		41歳以上
節目健診対象ではないこと ※節目健診は40歳以上3歳ごと73歳まで	被保険者(H2コース)	○
	被扶養配偶者(F2コース)	○
	被扶養家族(F2コース) (配偶者以外)	○

ダスキン健康保険組合の健診コース

被保険者 本人	H1コース (39歳以下)	被扶養者・ 任意継続者	F1コース (39歳以下の配偶者・任意継続者の方)
	H2コース (41歳以上で節目健診に該当しない方)		F2コース (41歳以上で節目健診に該当しない配偶者・家族・任意継続者の方)
	H3コース【節目健診】 (新40歳/40歳以上3歳ごと73歳まで)		F3コース【節目健診】 (配偶者・家族・任意継続者の方で新40歳/40歳以上3歳ごと73歳まで)

がん検診・部位検診（補助金制度）受診申込の流れ

がん検診・部位検診（補助金制度）を利用するためには、総医研ダスキン健診係へ手続きの上、受診後に定められた書面（検診結果のコピー、検査費用を自己負担した領収書など）を提出いただきます。検診費用の当健保補助額は上限1万円となります。

受診申込期間 2023年1月31日（火）まで

受診期間 2023年2月28日（火）まで

受診申込窓口 総医研ダスキン健診係 TEL 0120-982-527

		検査方法	検診内容および受診申込の流れ	健保補助金
がん検診	大腸	便潜血反応2日法	①総医研ダスキン健診係へ連絡。 阪大微生物病研究会より大腸がん検診キットが届く。 ②ご本人より阪大微生物病研究会へ検体を郵送。 2023年2月28日（火）までに到着した分を受付 （未提出の方は、キット代1,000円の自己負担がございます）	全額 （自己負担なし）
	婦人科 （乳房・子宮）	乳房 マンモグフィー（40歳以上） 乳腺エコー（40歳未満） 子宮細胞診	①総医研ダスキン健診係へ連絡。 資料一式到着後、ご自身で医療機関へ予約、受診。 ②料金は窓口にて立て替え（ご本人名義の領収書をもらう）。 ③結果到着後、結果の全ページのコピーと 口座振替依頼書、領収書原本を、返信用封筒にて 総医研ダスキン健診係まで送付 2023年3月17日（金）必着 ↓ ④総医研ダスキン健診係より当健保補助額を振り込み。	上限 10,000円
部位検診	いずれか一つ	胃部内視鏡 大腸内視鏡 肺ヘリカルCT 脳MRI/MRA		

ダスキン健康保険組合で受診できるがん検診・部位検診（補助金制度）のQ&A

Q1 自治体のがん検診（大腸・婦人科）で受診したいが補助金制度を利用できますか。

A1 定期健康診断でがん検診を受診できなかった場合、健診結果受領後、自治体でがん検診を受診した場合も「補助金制度」をご利用いただけます。「補助金制度」を利用するためには、総医研ダスキン健診係への上、受診後に定められた書面（検診結果のコピー、検査費用を自己負担した領収書など）を提出いただきます。

受診申込期間 2023年1月31日（火）まで

受診期間 2023年2月28日（火）まで

受診申込窓口 総医研ダスキン健診係 TEL 0120-982-527

Q2 補助金制度を利用して、がん検診・部位検診を受診したいのですが、どの医療機関で受診できますか？

A2 医療機関の指定はございません。定期健康診断の健診結果受領後、総医研ダスキン健診係で手続きの上、ご自身で最寄りの医療機関へお申し込みください。
医療機関により受診できない検査もありますのでご確認の上お申し込みください。

Q3 補助金制度を利用して、がん検診・部位検診を受診した場合の自己負担はいくらですか？

A3 検診費用は各検診により自己負担額が異なりますが、受診後精算時は全額自己負担いただきます。当健保補助金の上限は1万円までです。また、各検診費用は医療機関により異なりますので、予約された医療機関へお問い合わせください。

相談先・制度

がんになったとき、さまざまな困ったことをどこに相談すればいいのか、どんな制度があるのかを知っておくと安心です。

病気療養と仕事の両立支援相談先

病気療養と仕事の両立支援については、まずは事業所（勤め先）へご相談ください。

厚生労働省のホームページでも、治療と仕事の両立についての取り組みを確認できます。

▶治療と仕事の両立支援ナビ
「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/guideline/>



がんの情報／国立がん研究センター がん情報サービス

国立がん研究センターが運営する公式サイトで、確かながんの情報をお届けしています。

▶国立がん研究センター
がん情報サービス

<https://ganjoho.jp/public/>



医師によるオンライン健康サービス

医師によるオンライン健康サービス「first call」では、ご自身やご家族の体調について医師に直接相談することができます。相談は、チャット形式またはTV電話（Web）でご利用いただけます。ご利用にはkencomの登録が必要です（詳しくは裏表紙へ）。

がんになって困ったときの行政相談先

困ったこと	利用できる公的制度	相談先
医療費などを借りたい	生活福祉資金貸付制度	お住まいの都道府県・市区町村の社会福祉協議会
がん治療と両立できる仕事を探したい	就労支援	全国のハローワーク
がんで障害が残った	<国民年金>障害基礎年金	お住まいの市区町村の国民年金窓口
	<厚生年金>障害厚生年金	年金事務所、年金相談センター
	身体障害者手帳	お住まいの市区町村の障害福祉窓口
がんでうつなどの精神疾患になった	自立支援医療制度	お住まいの市区町村の障害福祉窓口
がんで介護が必要になった（※）	介護保険制度	お住まいの市町村などの窓口

（※）介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。がんは特定疾病に含まれますが、医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。